## 事業主 向 け

# 教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、 休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

### 事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、 教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。 下記の支給までの流れをご確認ください。

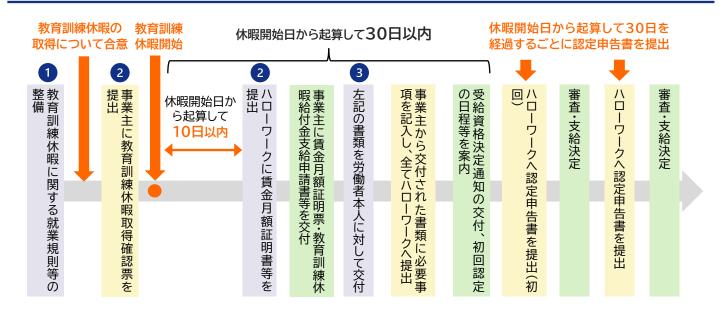
解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。 なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



- ◆ 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育 訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。 その上で、労働者の休暇開始日から起算して10日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載 した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確 認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- ③ 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用) 及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金 支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になります ので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、 ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

(\*) 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070707保01

### 労働者 向 け

## 教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、 休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

### 給付日数·給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

#### <給付日数>

<支給額のイメージ>

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

額面月収	給付月額	
350,000円	約195,000円	

### 主な支給要件

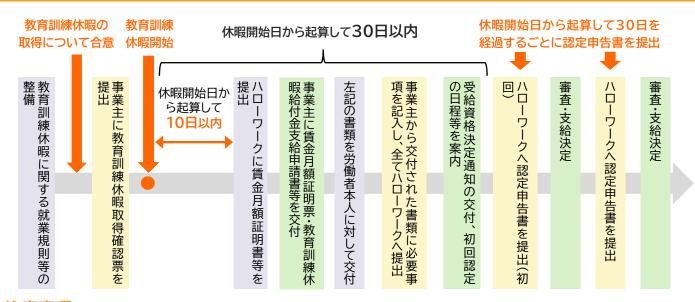
- 休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること (原則、11日以上の勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること (離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること

支給までの流れ

労働者

事業主

ハローワーク



#### 注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく 給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。また、教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及びホームページをご確認いただき、ご不明な点は、住居所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



♥ 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク